

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多可町	加美区的場	令和5年3月13日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	32.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	32.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	8.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.2ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

耕作面積32.9ha、農家戸数32戸、認定農業者1名、合同会社1企業である。コシヒカリを中心とした水稲作付が多いが、近年飼料用米、WCS、黒大豆などの戦略作物への転換も少しずつ進みつつある。しかしながら地区内耕作面積のうち、変形田・狭小・獣害が多い山際の農地が占める割合も多く、引き受け手が見つかりにくい現状がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農会が窓口となり、水利や日当たりなどの条件が良い耕作地については、認定農業者や若手中心経営体(30～40代)に引き受けを依頼し、あわせて効率化を視野に集積、集約を進めていく。また引き受け手の少ない中山間地においては合同会社による高収益作物への転作を進め遊休農地の増加を防ぐ。あわせて近隣集落の認定農業者(法人・個人)へも集積し集落内の農地を維持活用していく。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	0.9 ha	水稲、酒米	1.9 ha	熊野部、寺内
	B	水稲	1.5 ha	水稲、酒米	2.0 ha	奥荒田
	C	水稲	0.3 ha	水稲、酒米	1.0 ha	寺内
	D	水稲、黒大豆	1.4 ha	水稲、酒米	2.4 ha	
	E	水稲、黒大豆	2.1 ha	水稲、酒米、黒大豆	3.1 ha	寺内
合同会社	F	水稲、黒大豆	0.0 ha	水稲、黒大豆	3.5 ha	
認農法	G	水稲、黒大豆、麦	4.1 ha	水稲、酒米、黒大豆	5.1 ha	奥荒田、熊野部、豊部
認農	H	水稲	1.2 ha	水稲、酒米	1.7 ha	寺内
計	8		11.5 ha		20.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

農地の貸付の意向があった場合は、農会が窓口となり中心経営体へ集積、集約を進める。

農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を通じた農地の賃貸を推進する。

鳥獣被害防止対策の取組方針

非農家の協力も受け持続的な農業経営が行えるよう農会を中心に獣害対策を継続的に行うよう務める。  
具体的には毎月2回(第1・3)に鳥獣防護柵等を巡回点検する。

水路、農道管理に関する方針

中心経営体の農作業軽減を地域で支援できるよう、農会、農地保全協議会、非農家も含めた共同作業として用排水路、農道の草刈り等の維持管理を実施する。また畦畔や農道法面の草刈り作業軽減のために、セントピーチグラスのカバープランツや機械化の推進により、より効率的、恒久的な作業軽減措置を推進する。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。